⑭　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

⑮　本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yuji Hatamura Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Takamatsu Expressway South Tonaedani Tunnel Other 1 Tunnel Construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 May 2014 (If brought with you, 4 : 00 P.M. 19 May 2014. If by mail, 4 : 00 P.M. 19 May 2014)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 11 July 2014 (If brought with you, 3 : 00 P.M. 11 July 2014. If by mail 3 : 00 P.M. 11 July 2014)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Yusuke Inoue, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited 4―1―3, Asahi-machi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture, 760―0065, Japan. Tel. 087―825―1886

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年４月 21 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高速横浜環状北線受変電設備工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目他

⑷　工事内容　受電設備２箇所、変電設備５箇所、自家発電設備２箇所及び無停電電源設備３箇所他の新設

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　平成16年度以降に、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げるア及びイの両方の実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

ア　特別高圧受変電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事

イ　高圧発電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げるア又はイの実績を有すること。

ア　特別高圧受変電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事

イ　高圧発電設備を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事

⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。

①　主任技術者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第１項の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ウ　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第１項の規定による第１種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第２種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者

エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項の規定による第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第７項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者

オ　ア～エと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成16年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、下記ア及びイの両方の実績を有する者であること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、アの実績を有する者と、イの実績を有する者がそれぞれ１名であることも可とする。なお、共同企業体としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

ア　特別高圧受変電設備を据付ける工事

イ　高圧発電設備を据付ける工事

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。